

平成 14 年 8 月 21 日
環 境 生 活 部

村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場に係る措置命令の履行期限の延長について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）
第 19 条の 5 第 1 項の規定により、株式会社グリーンプラネットに対し命じた措置命令に
ついては、下記のとおり履行期限を延長しました。

記

1 履行期限の延長

履行期限を平成 14 年 9 月 30 日とする。

2 履行期限の延長を行う理由

被命令者においては、措置命令に基づく工事を履行中であるが、現在の進捗状況から
見ると期限内の履行は困難な状況にあるものの、引き続き履行する意思と能力を有する
と認められることや一部コンクリート製排水溝が受注生産のため、納品までに相当の期
間を要することから、履行期限を延長し、命令内容の完全な履行を確保するものである。

《参考》

1 現在の状況

平成 14 年 8 月 20 日現在、計画されている排水溝総延長 830 m のうち、排水溝
設置のための掘削が 208 m 終了し、コンクリート製排水溝が 188 m 設置されてい
る。

2 既措置命令の概要

(1) 命令年月日及び被命令者

命令年月日：平成 14 年 7 月 1 日

被命令者：株式会社グリーンプラネット 代表取締役 菅野清人

住 所 村田町大字沼辺字竹の内 105

処分場所在地 村田町大字沼辺字竹の内 13 ほか

(2) 措置命令の内容

処分場からの硫化水素の発生を抑制し、処分場の外に悪臭が発散しないように下
記の措置を講ずること。

処分場敷地外の雨水が処分場内に流入しないように、コンクリート製の排水溝
を設置すること。

処分場の雨水を効率的に排水できるよう、処分場内を整地すること。

(3) 履行期限

平成 14 年 8 月 15 日